

# 第4次男女共同参画基本計画（概要）

## 【参考1】

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

目指すべき社会

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様な性<sup>(注)</sup>に富んだ豊かで活力ある社会

② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きていることのできる社会

③ 男性中心型労働慣行<sup>(注)</sup>等の変革等を通じ、仕事と生活の調和<sup>(注)</sup>が図られ、男女が共に充実した職業生活<sup>(注)</sup>その他の社会生活<sup>(注)</sup>及び家庭生活を送ることができける社会

④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価<sup>(注)</sup>を得られる社会

4次計画で改めて強調している視点

① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、**男性中心型労働慣行<sup>(注)</sup>等**を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実

② **あらゆる分野における女性の参画拡大**に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による**女性採用・登用の推進**、加えて**将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くする**ための取組の推進

③ **困難な状況に置かれている女性の実情**に応じたきめ細やかな支援等による**女性が安心して暮らせるための環境整備**

④ **東日本大震災の経験と教訓**を踏まえ、男女共同参画の視点からの**防災・復興対策・ノウハウ**を施策に活用

⑤ 女性に対する**暴力の状況の多様化**に対応しつつ、**女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化**

⑥ **国際的な規範・基準の尊重**に努めるとともに、国際社会への**積極的な貢献**、我が国の存在感及び評価の向上

⑦ 地域の**実情を踏まえた主体的な取組**が展開されるための**地域における推進体制の強化**

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

# 第4次男女共同参画基本計画（概要）【参考2】

<p>政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍</p>	<p>① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進 ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援 ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を拘えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)</li> <li>男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正</li> <li>女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)</li> <li>「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進</li> <li>政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大</li> <li>各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大</li> <li>M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現</li> <li>均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正</li> <li>非正規の処遇改善、再就職・起業支援等</li> <li>地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備</li> <li>農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備</li> <li>女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備</li> <li>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成</li> <li>生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援</li> <li>医療分野における女性の参画拡大</li> <li>予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策</li> <li>貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立)</li> <li>高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> <li>国民的広がりを持った広報・啓発の展開</li> <li>男女共同参画等の教育・学習の充実等</li> <li>防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>国際的な防災協力</li> <li>女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応</li> <li>男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</li> </ul>
<p>政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現</p>	<p>⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立)</li> <li>高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> </ul>
<p>政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p>	<p>⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> <li>国民的広がりを持った広報・啓発の展開</li> <li>男女共同参画等の教育・学習の充実等</li> <li>防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>国際的な防災協力</li> </ul>
<p>Ⅳ 推進体制の整備・強化</p>	<p>⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)</li> <li>地方公共団体や民間団体等における取組の強化</li> </ul>

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要【参考3】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

## 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。  
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)
  - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
  - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
  - 女性の活躍に関する情報の公表  
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

## 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

## その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。